

大義論

大義論とは、
ピラミッド社会底辺の、
下層部の人々の義理人情論である

以下十六頁の記録は、日本社会の実相である
国民よ！
目を反らさずに良く見るんだ！

人間という^{けあくま}假悪魔の正体は
『人の不幸は蜜の味』
である！！

だから、もはや、人間には救いはない

人間とは、人々に『間』を作った、聖書の神の子孫である

それ以下の下層の人達は
人間ではなく『人』であり『人々』なのである

ピラミッド社会下層部の、厚い層に、蠢く人々には
義理人情は、唯一の『盾』なのだ

人々よ義理人情を矛にせよ

大義の府
日本義塾
新村 紘宇二

二極化する給与実態

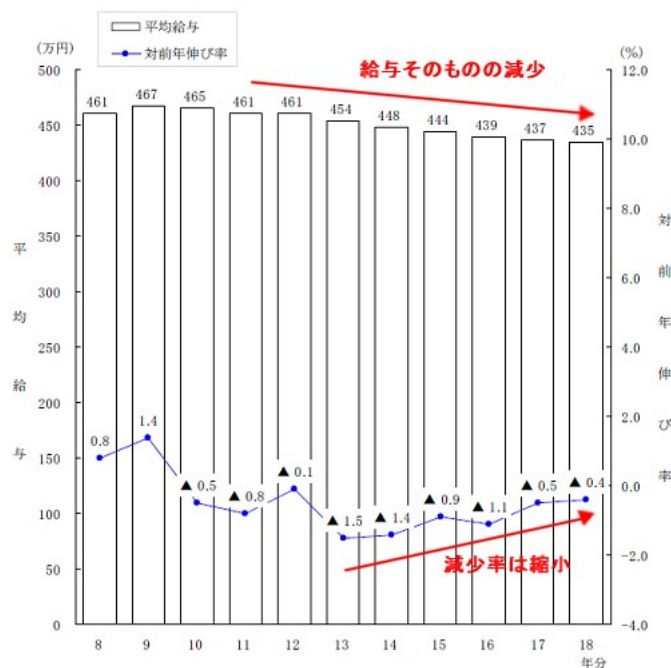
「年収 300 万円以下の低所得者層」と「2000 万円以上の超高所得者」の増加

国税庁は 9 月 27 日、2006 年における民間給与実態統計調査を発表した。その発表内容から、民間企業で働く人が 2006 年中に得た平均の給与は 434 万 9000 円であり、1998 年から 9 年連続で減少していることなどについてはすでに【[景気回復はサラリーマンからは遠く……給与は 9 年連続減少、格差も拡大方向に](#)】でお伝えしたとおり。今回はこのデータについて気になる点に絞り、もう少し詳しく見てみることにしよう（【[発表リリース、PDF](#)】）。

今調査は基本的に 2006 年 12 月 31 日現在における給与所得者を対象としている。ただし日雇い労働者、各種公務員、源泉所得税の納税がない事務所の従業員は対象外となっている。調査対象者数は 29 万 2316 人、調査対象事業所数は 2 万 0873 件。

平均給与は毎年減少の一途、ただし減少率は縮小傾向

先の記事でも大きく取り上げた平均給与について。これは 9 年連続減少傾向にあることが分かる。

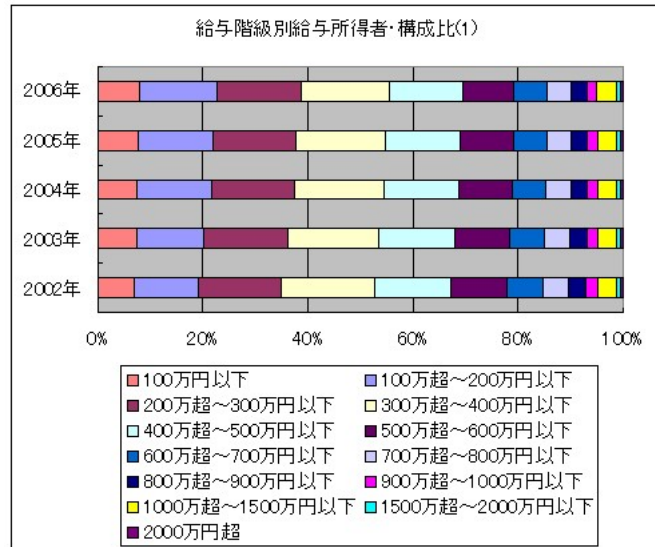


平均給与の推移

2006 年に限って言及すると男性はわずかに前年比 0.1% のプラスという数字が出ているが、女性が大きく 0.7% と下げ、全体的には 0.4% のマイナス。ただし救われるべき話としては、減少率そのものが縮小傾向にあること。同じ「額」ずつ削られていくのであれば毎年減少率は拡大するはず。その率が縮小していることから考えるに、そろそろ減少そのものが止まるのではないかという期待もある。

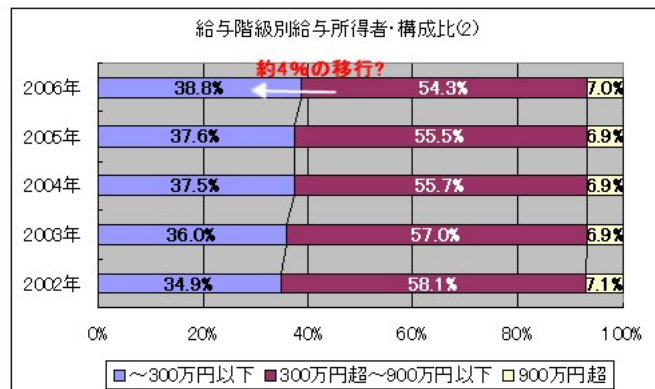
格差は広がっている……のか？ 低給与者の増加は確実

続いて、各給与階級別の所得者数の違いについて。要は「年収いくらの人が全体のどれくらいいるのか」という割合。まずは100万円単位、1000万円以上は500万単位での区分でグラフ化してみる。



給与階級別の所得者構成比その1

あまりにも階層が細かく区分されて過ぎていて、分かりにくい。そこで【「住民税が2倍に増えた」「自営業者はツライ」の謎を探る】でも取り上げた、国税(所得税)の税率比率の階層に近い、「300万円以下」「300万超~900万円以下」「900万円超」で再区分してみた上でグラフ化する。



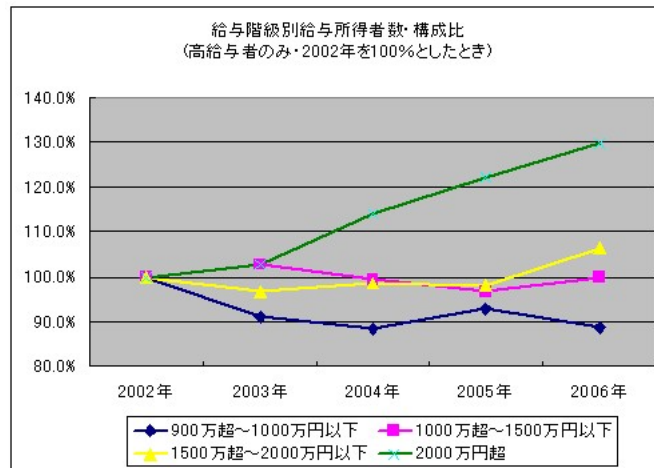
給与階級別の所得者構成比その2

この5年間で納税者数にはほとんど変わりが無い(2002年で4472万4000人、2006年で4484万5000人)。つまり300万円以下の「低所得者層」の割合=人数の増加が一目で理解できる。しかも高所得者数の比率はほとんど変化がないので、過去において中堅所得者数だった人たちが低所得者層に移行している可能性が高い。仮に5年間で低所得層の増加分がすべて中堅所得層から移動したとすれば、4%近い(人数にして約170万)人が所得減少の憂き目にあい、下層の所得層に移ったことになる。

もちろん年齢的な新陳代謝により、高所得・中堅所得層の高齢者が無くなり、代わりに低所得の若年層が入っている可能性も十分にある。とはいえ、上記計算の半分と仮定しても5年間で80万人弱が給与階級層の下層への変更を余儀なくされたというのは、少ないとはいえ値だろう。

高低給与者は増加していない？

一方先の記事では「給与所得そのものにおける格差が拡大」と仮説を説いたが、上記グラフ上では 900 万円超の層に変化はなく、高所得者層は変わらないように見える。しかしこれには「900 万円超 1000 万円以下の層の急減」と「この層の絶対人数の少なさ」が背景にある。900 万円超の層だけを抽出して、さらに全体の割合ではなく 2002 年の段階の人数を 100%とした時の変化率を%でグラフ化すると、次のようになる。



給与階級別給与所得者数・構成比 (高給与者のみ・2002年を100%としたとき)

900 万円超～1000 万円以下が減少していく一方で 1000 万円超～2000 万円以下の層はほぼ変わらずかやや増加にある一方、2000 万円以上の層が急激に増加しているのが分かる。絶対数こそ少ないが(2006年時点で22万3000人)、5年間に約30%も増加したことが分かるだろう。

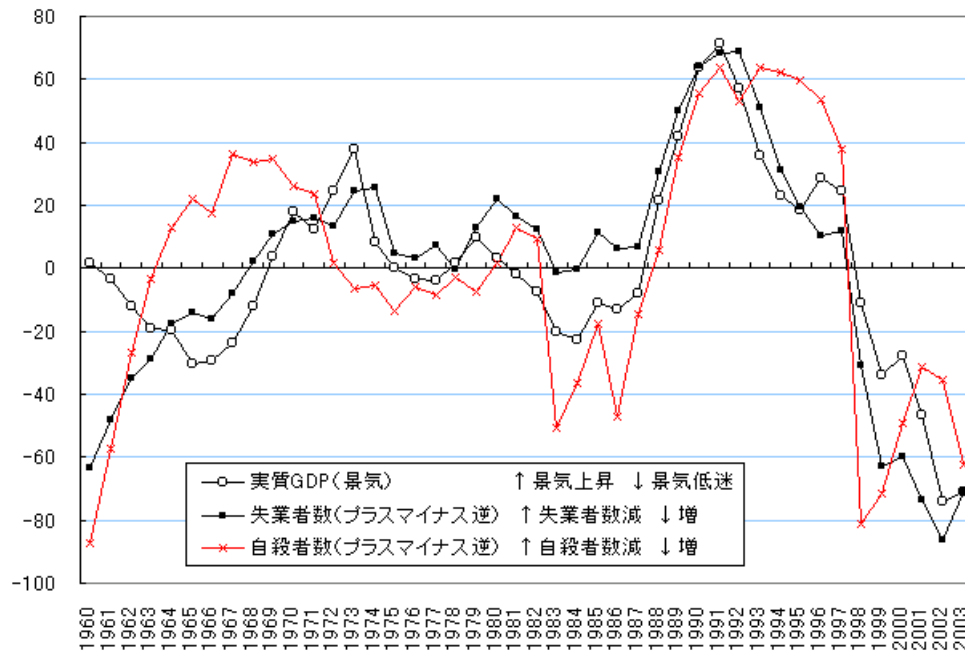
要は高給与者の中でもとりわけ「超」がつく高給与者の数が増えていることになる。

今夏に労働経済白書を分析した中で、「企業は業績がアップしても従業員の給与を増やすどころか減らし、配当や社内蓄積、そして役員報酬を増やしている」という話を伝えた(【[大企業の業績アップ分は労働者には回らず、企業自身の拡大や役員報酬に～景気拡大の内訳とは](#)】)。今回の計測データでは役員報酬もすべて「給与」に含まれている。よほどの実績を上げた上級の一般従業員が数千万円の年収を手に行っている可能性もなくはないが、5年間で30%もそのような社員が増加するとは考えにくく、むしろそのほとんどは役員報酬の増加の結果と見てよいだろう。

一つのデータだけで物事の事象を決定付けるのは正確さに欠けるところがある。とはいえ今回の「民間給与実態統計調査」を見る限り、先の労働経済白書からの結論同様「企業は業績が上がっても従業員への支払を増やすどころか減らし、その一方で役員の報酬は増やしている」可能性が高いことがうかがいしれる。これを「当然の役得」と見るか、「時代錯誤と内需縮小の原因にもなりかねない搾取行為」と見るのか。それは、ひとりひとりの判断にお任せすることにしよう。

景気、失業者数、自殺者数の変動幅の推移

景気、失業者数、自殺者数の変動幅の推移



(注) 各指標値の一次回帰線からの乖離幅の推移である。実質GDP(10億円)、失業者数(万人)、自殺者数(人)のそれぞれの乖離幅について、0.002倍、-1倍、-0.015倍した数字である。

(資料) GDP統計(03年は第2次速報値)、労働力調査、人口動態統計(03年は概数)

離婚に関する景気との相関をみたグラフ(図録 2780)と同じように、失業者数及び自殺者数と景気との相関をあらわしたグラフである。

ここでは景気変動を実質GDP(暦年)の60年から2003年までの傾向(1次回帰)からの乖離幅の増減で示している。失業者数と自殺者数についても同様の計算を行うとともに、景気との関連を分かりやすく見るため、プラスとマイナスを逆転させ、かつ乖離幅のスケール調整を行っている。

まず、景気と失業者数の関連をみると、想像されるように見事に相関している。景気が悪化するとそれから1年遅れて失業者数が増加している様子が見える(74年の景気の落ち込み→75年の失業者増加、80年からの景気低迷→81年からの失業者数の増大、92年からの景気落ち込み→93年からの失業者数の増大)。他方、景気回復、景気上昇についても景気の変化にやや遅れて失業者数の減少が追従している。

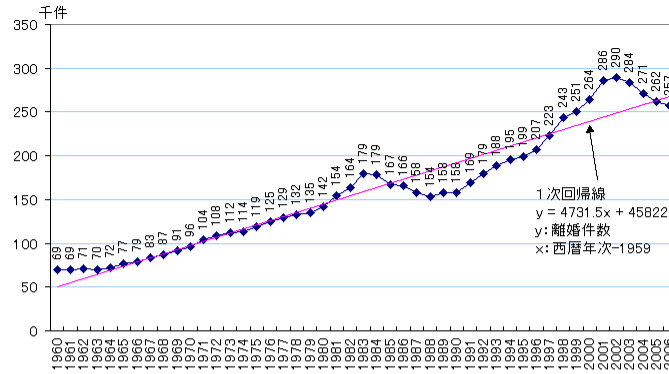
最近の96年の回復では、翌年、失業者数はあまり追従しなかったが、98年の落ち込みに対しては即失業者の増大が帰結している。00年の回復、03年の回復には1年遅れでなく、同じ年に失業者数の改善が見られる。このように概して景気に対する素早い反応が認められる。

自殺者数については、70年代までは景気や失業との相関は余り見られなかった。ところが、1980年代前半の不況の際には、失業の増加から更に1年遅れで自殺者が増加した。それ以降、自殺者と景気はおおまかには相関している様子が見える。

(もっとも90年代前半のバブル後不況については、失業者の動きとは異なって反応度が高いかたちで追従することはなかった。98年の自殺者急増はこのことの反動のようにも見える)

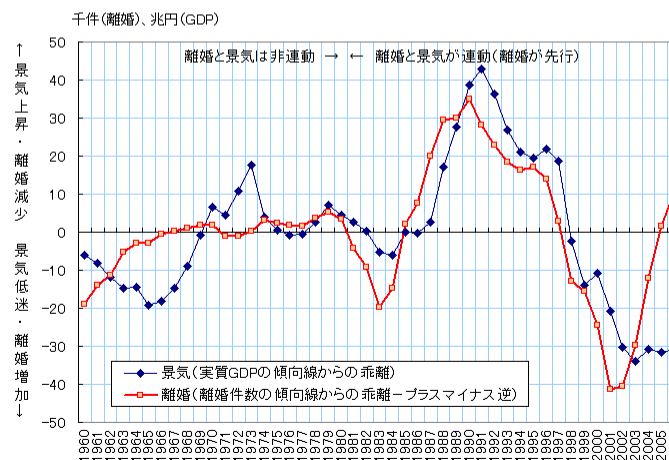
離婚件数との相関関係

離婚件数の推移



(注) 2006年は概数 (資料) 厚生労働省「人口動態統計」

離婚件数と景気の変動の相関



(注) 離婚件数及び実質GDPの傾向線(一次回帰線)からの乖離の推移を図示した。
(資料) 人口動態統計(厚生労働省)、GDP統計(内閣府)

自殺数と失業(景気)との相関について図録 [2740](#)、[2760](#) で見たが、ここでは、離婚件数との相関について検討することとする。なお、自殺率と異なって離婚率は年齢別には算出されず、地域間比較について有効な指標であるのに止まる。時系列分析では離婚件数も離婚率も大きな流れを見るときにはそう大きな違いがないのでここでは離婚件数を取り上げた。

我が国の離婚件数は1960年に6万9千件であり、60年代前半は余り変化がなかったが、60年代後半から増勢に転じている。その後、1983年に17万9千件のピークを記した後に88年に15万4千件まで減少した。1990年代以降、離婚件数は再度急増し、2002年には29万件と10数年で倍増を遂げている。ところが、2003年には久方ぶりに減少に転じ28万4千件となり、その後減少を続け、2006年には25万7千件となった。

離婚件数は所得増、経済の成熟、欧米の影響等により増加傾向にあるといえるが、ここでは、もっと短期的な変動がどのような要因で生じているかを見るため、毎年の離婚件数が長期的な増加傾向(一次回帰線)からどれだけ乖離しているかを短期的な変動の指標として取り出すこととする。

2図のうちの下図は、こうして取り出した離婚件数の変動(傾向線よりプラスに乖離しているかマイナスに乖離しているかをプラスマイナス逆にして表示)と、同様にして取り出した実質GDPの長期傾向からの乖離の推移とを重ねてグラフにした。

実質 GDP の短期変動は景気の状態を示していると考えることが出来る。普通景気の状態は対前年度の増減率であらわされることが多い（図録 [4400](#) 参照）が、人々の実感ではこの図で示したような中長期的な傾向からの乖離の状態として認識されることが多いと思われる。

離婚件数の長期傾向線から乖離は 1970 年代までは景気と逆の変動か、変動なしの状態が継続しており、景気とはほとんど無関係であった様子が見える。

ところが、80 年代前半の景気の落ち込みに対しては反応し、景気低迷とともに離婚件数は増加し、また 84 年からの景気回復に合わせ離婚件数は減少した。「カネの切れ目が縁の切れ目」状況がおとずれたように見える。

1980 年代以降の推移は大変興味深い。すなわち、離婚は景気の先行指標的な動きを示しているのである。1～2 年のラグをおいて離婚の減少（図では上昇）が景気上昇に先行し、離婚の増加（図では下降）が景気低迷に先行しているように見える。95 年の離婚の増加が横ばいに転じた翌年に 96 年の景気回復が見られるところなど怖いぐらいである。

女性特有の動物的なカンが景気を予知し、子供の養育費、慰謝料、離婚後の就職可能性などを考慮し早め早めに手を打つのではないかなど、仮説はいろいろ立てられようが、詳細は不明である。

もし、離婚件数の動きが景気の先行指標であるという前提に立つと、2002 年に乖離幅が縮小し、2003 年には離婚件数そのものが久方ぶりに減少に転じており、こうした目立った動きが 2004 年以降の本格的な景気回復を予想させるものとなっている。

このように離婚件数と景気との関連については、第 1 に、1980 年代以降、景気の良し悪しと離婚件数の減少増加が対応するようになった点、第 2 に、離婚件数の動きが景気の動きに先行するかたちでこのような相関が生じている点が認められる。

なお、2004 年～06 年は離婚件数が景気回復の程度以上に傾向線との関係で大きく減少しているのが目立っている。これは、「離婚時の厚生年金の分割制度」の導入を見越して離婚を手控えているのではないかと考えられる。（同居年数別の動きからも同じことがいえる。－図録 [2777](#) 参照）

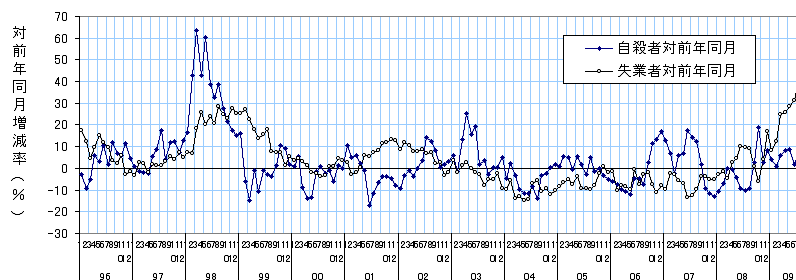
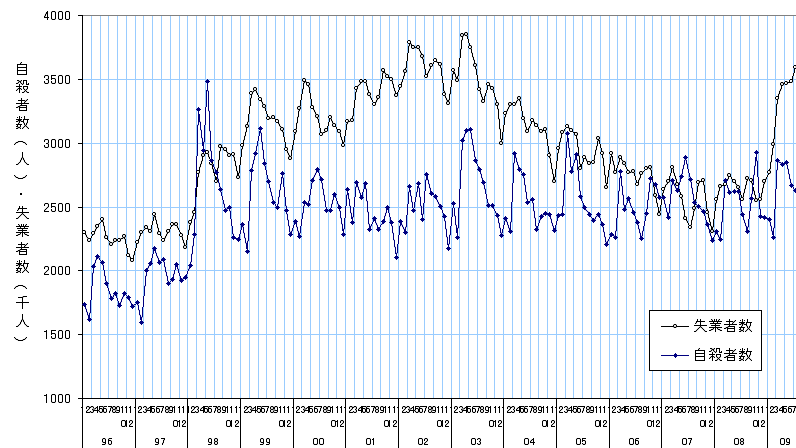
この制度導入は、家族単位から個人単位への公的年金転換の一環として実施されるものであり、2007 年 4 月以降に離婚した場合、夫婦の合意か裁判所の決定があれば、夫の報酬比例部分のうち最大 2 分の 1 を妻が分割して受け取れるというものである（共働きの場合、両方の報酬比例部分を合算して、その半分を分割できる）。この結果、国民年金と合わせて、専業主婦の妻の多くが 10 万円前後の月収を確保できると考えられている。（日経新聞 2006. 1. 1）

さらに、離婚数の減少には 2007 年問題（図録 [1164](#) 参照）が関係しているという指摘もある。定年退職を迎える夫が退職金を手にするまで妻が離婚を控えているという訳である。この説もかなりの説得力をもっている。

実際、人口動態統計速報によれば、2007 年の 4 月～5 月は離婚件数の対前年同月増減がそれまでの減から増に転じている。

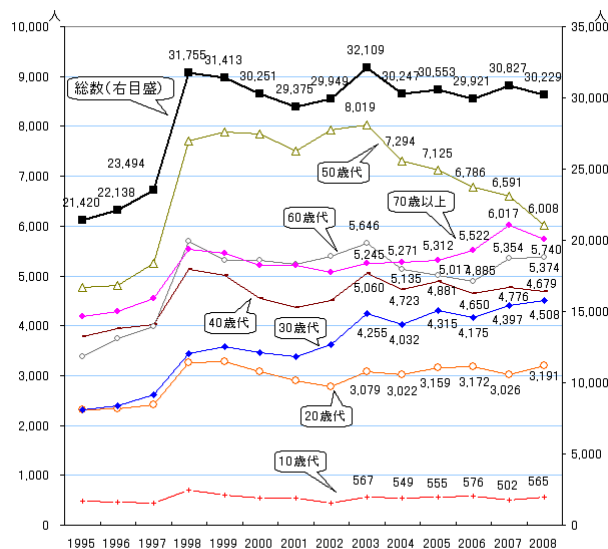
失業者数・自殺者数の推移／月次・年次

失業者数・自殺者数の月次推移



(資料) 労働力調査、人口動態統計(2006年以降は概数)

年齢別自殺者数の年次推移



(注) 年齢不詳があるため年齢別の合計が必ずしも総数に一致しない。08年確報。
(資料) 人口動態統計

▼最近の動き

2009年4月、5月、6月、7月、8月、9月の失業者数はそれぞれ346万人、347万人、348万人、359万人、361万人、363万人と急増している。現在のところ自殺者数の動きに特段の変化はあらわれておらず、現在のところ、1998年の時の状況とは異なっていると思われる。

▼自殺数と景気

98年の時と異なり、それ以降の自殺者数の動向は景気や失業者数とはリンクしていない。政権が交代し、政府の国家戦略室のメンバーとなった「年越し派遣村」村長湯浅誠氏が、派遣と貧困の問題を解決しないと自殺者は減らないとの趣旨をテレビで述べていた。また、新聞社説は同様の点を指摘することが多い。例えば、東京新聞は、警察庁が発表するようになった月別の自殺者数データを引用しながら「自殺者数が後を絶たない。不況の影響が大きいとみられ、過去最悪だった2003年に迫る勢いだ。」

(2009.11.26) といっている。図で見られるように2003年から2007年にかけて景気が上向きとなって失業者数は減少したが、自殺者数はいっこうに減らなかった。景気や貧困や長時間労働への対処はそれ自体が重要であって、それらを自殺対策として実施することは必ずしも有効とは考えられない。フランスにおける最近の自殺の社会問題化については図録 [2774](#) 参照。

▼失業者数・自殺者数の月次推移

自殺者数は警察の資料の他、厚生労働省が行う人口動態統計の死因別死亡者数からも分かり、後者については、年次データの他に、月次データが得られる。

月別の失業者数と自殺者数の推移を96年1月から追ったグラフをみると失業者数の増減と自殺者数の増減が強く関連していることが見て取れる。失業が自殺に直接結びついた場合と、経済的な困難一般が、失業にも自殺にも別々に結びついた場合とがあると考えられる。企業経営難に伴う経営者の自殺は後者に当たるであろう(図録 [2740-2](#) 参照)。

なお、ここで、実数の動きで観測を行い、失業率や自殺率の指標を使用していないのは、短期的な動きであれば実数と比率はほとんど一致するからであり、また実数規模自体が重要な判断材料であるからである。各国比較や長期時系列分析であれば、失業率や自殺率を指標として採用する必要がある。

月ごとの動きとしては、失業者数は3~5月に多くなる傾向がある。年度末をもって退職、解雇ないし企業整理・倒産が行われる結果だと考えられる。自殺者数もこうした失業者数の月別変動と平行する場合が多い。

失業者数が200万人から250万人の間で推移していた98年2月までの状況では、失業と自殺の平行推移が認められた。その後、97年秋の三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券と立て続けの大型金融破綻事件がきっかけとなり、98年の5月にかけて失業者が急増した結果、いっきに失業者300万人水準が定着してしまった。

この間の社会不安が非常に大きく高まったことは、自殺者がそれまでの失業者数との平行関係を大きく凌駕して、それまでの月2,000人レベルから98年春に月3,000~3,500人レベルへと急拡大したことにあらわれている。

しかし、その後、失業者数は300万人レベルで高止まっていたにもかかわらず、自殺者数はかなり低下し、月2,000人レベルへと復帰するかの勢いであった。景気ショック、経済ショックに人々がある程度慣れを感じてきたのではないかとも思われた。

しかし、98 年末には日本長期信用銀行と日本債券信用銀行が国有化され、その後の我が国企業のリストラへの取り組みの本格化を背景にして、99 年春には失業者数が 350 万人レベルへと一段と高まる傾向を見せた。それとともに、この第 2 次ショックに反応して自殺者数も 5 月に再度 3,000 人レベルを再度突破してしまった。

その後、失業者数はピーク月で 350 万人から 2003 年 4 月の 385 万人へとじりじりと増加していった。しかし、自殺者数そのものは月 2,500 人レベルで横ばい傾向が続き、高失業率社会にある程度の慣れが生じた可能性がある。

しかし、2003 年に入ると新たな状況が発生した。失業者数がそれほど増加していないにも拘わらず、2003 年 3~5 月の年度替わりの時期に、再び、自殺者数が急増したのである。「年齢別自殺者数の年次推移」の図に見るように 2003 年の新たな事態は若者や 40 歳代以下の層の自殺の増加という特徴をもっている。長引く不況は、フリーターの増加など若い層にも影響を及ぼし、社会不安が広く社会全般に及んだともとらえられる。

こうした状況の中で、2004 年に入って景気が回復傾向に転じている。失業者もピーク月に 350 万人レベル以下となり、1999 年の水準を下回る可能性が強い。こうした動きに沿って自殺者数も 3 月以降対前年同月比でマイナスが続いていた。

しかし、2004 年 11 月以降、基調は対前年増となった。2005 年 3 月には 2 年ぶりに月 3000 人を超えた。失業者数は低下傾向が続いているので景気回復下の自殺者数増加という新しい事態となった（失業者数と自殺者数の折れ線が再度近づいた）。

2005 年 6 月以降は、再度、落ち着いた動きを示すようになったが、06 年 9 月以降ほとんど連続して対前年同月増減がプラスに転じており、2003 年以降最も高い増加率を示している。失業者数の動きに見られるように経済全体としては安定しているので、ここに困窮者の苦境（格差問題）を見てとることも可能である。もっとも 07 年 10 月以降は落ち着きが見られる。

08 年 9 月のリーマンショックに代表される世界金融危機が世界同時不況への引き金となっており、2008 年末から失業者数が急増している。自殺者数については目立った動きは見られない。

▼自殺者数の年次推移（年齢別推移を含む）

月次の推移を年次の推移で総括するとともに、年齢別の動きを見てみよう。

月次推移でも見たとおり、1998 年の自殺者数は 31,755 人と前年の 23,494 人の 35.2% の急増となった。また、過去最多の 1986 年 25,667 人を大きく上回り、史上初めて 3 万人を上回った。

その後、徐々に自殺者数は減少傾向にあったが、2003 年には 32,109 人と、再度、過去最多記録を更新した。人口動態統計の年間概数の公表（6 月）とともに新聞でも取り上げられたが、この後大きな話題となると予想された（実際は、警察庁データが 7 月に公表されてから大きな社会的関心事となった－図録 [2740-2](#) 参照）。

2004年～05年は3万人台であるが、やや落ち着いた動きである。各年とも、翌年6月に警察庁データが発表となり、2003年以降、こちらの方が関心を呼んだ。3万人台継続という点が注目されたのである。人口動態統計の年間概数の公表の方は、もっぱら合計特殊出生率が注目された。

2006年は3万人を再度下回ったが2007年～08年にはまた3万人を上回った。

年次別の各年齢層の自殺者数の推移を見ると、1997年から98年の急増期には、50歳代前後の中高年の自殺の急増が中心であった。20～40歳代の増加の寄与率（増加数総数に占める割合）が28.2%であるのに対して、50歳代だけで寄与率がそれを上回る32.4%であった。定年前の働き盛りの世代を経済ショックが直撃し、中高年の失業の増大によって生活不安が大きく拡大したことが主な要因と考えられる。

2003年の対前年の年齢別自殺者数を見てみると、1998年の時とは異なり、50歳代の増加は目立っておらず（自殺者数自体は相変わらず50歳代が中心であるが）、むしろ、20～40歳代の増加が顕著である。20～40歳代の増加寄与率は69.6%と50歳代の4.5%を大きく凌駕している。

近年、フリーターの増加など、リストラや雇用構造の変化が中高年とともに若者層にまで大きなマイナスの影響をもたらしていることが社会問題化している。平成15年（2003年）5月発表の国民生活白書は「デフレと生活－若者フリーターの現在」を特集した。また、年金制度改定が次年に予定される中、将来に向けての年金不安がマスコミで大きく取り上げられるようになったのもこの年に入ってからである。2003年の40歳代未満の自殺者数の増加は、将来に展望を見出せない若者や中堅世代が増加していることをうかがわせている。

2004年以降は、50歳代が減少する反面、30歳代と70歳代という若い世代及び高齢者が増加する傾向となっている。2008年には30歳代が最大値を更新し、高齢者は60歳代が増加している。

こうした最近の傾向は、リストラなど改革に伴う痛みによる50歳代中心の構造から、若年の非正規雇用や高齢者の社会保障不安に伴う年齢構造へとシフトしているように見受けられる。

▼関連図録

ここでは比較的短期の動きを追った。年齢別自殺率（男子）の長期推移と日米比較は図録 [2760](#) 参照

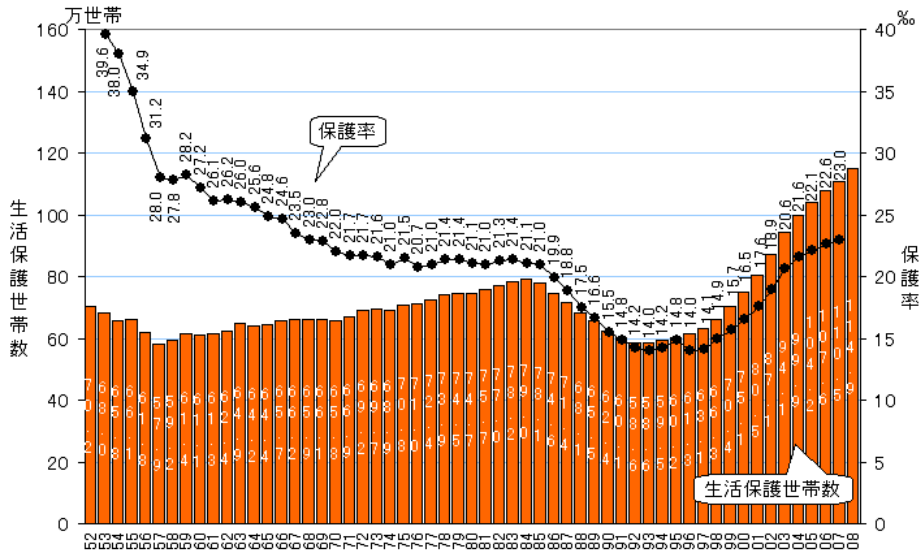
自殺率の国際比較については図録 [2770](#) 参照。

景気と失業者数、自殺者数との相関の様子については、このページのサブページである図録 [2740-1](#) 参照。

ここで取り上げている人口動態統計データと警察庁データとの比較、及び職業別自殺者数については、図録 [2740-2](#) 参照。

生活保護世帯数と保護率の推移

生活保護世帯数と保護率の推移



(注) 年度の1か月平均のデータである。保護率は社会保障・人口問題研究所「生活保護」公的統計データ一覧」。
 (資料) 厚生労働省「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

○生活保護世帯数の状況

2006年2月27日の読売新聞は、2005年度の生活保護世帯が100万世帯を超過する見通しを1面トップで報じた(ヤフーニュースなどでも報道され、この図録が引用されたためアクセス数も急増した)。折から国会論戦の中で格差社会の是非が論じられており、格差社会をあらわす事象としてこのことが注目を集めたのだと言える。そして、実際、2005年度の生活保護世帯は104万世帯に達した。

その後、2006年度～08年度に、それぞれ、生活保護世帯数は107万世帯、110万世帯、114万世帯と毎年3～4万世帯ずつ増加している。

08年度は世界的な金融不安の中で大きく景気が後退し、年末には派遣切りが社会問題化した。生活保護世帯の増加には失業者の受給増が大きく影響している。一方、勤労者の給与が減少する中で04年から08年にかけて生活保護基準は据え置かれたままであり、下手に働くより生活保護を受けた方が有利という条件下の世帯が増えてきた影響も見逃せない。

○生活保護の推移

生活保護世帯の数と保護率の推移を見ると以下のような展開を辿っている。

	世帯数	保護率	時代の特徴
1952-57	減少	大きく減少	戦後復興期
1957-84	増加	ゆるやかに減少	高度経済成長期における福祉国家の形成
1985-93	減少	大きく減少	「福祉見直し」の影響
1994年以降	増加	増加	本格的な高齢化社会の到来

生活保護を受けることは当人にとって屈辱意識を免れず、できれば避けたいことである。従って、国民の所得水準が上昇すれば保護率は低下するという一般傾向が認められる（所得要因）。

これが、端的にあらわれたのが、戦後の復興期であり、生活保護世帯数と保護率はともに下落した。その後も高度成長は続き、保護率は低下を続けたが、経済成長の経過を福祉の充実へ向けるという考え方から、生活保護世帯の対象とするかの基準（生活保護給付水準）はどんどん上昇したため生活保護世帯数自体はむしろ上昇するに至った（対象範囲拡大要因）。

1980年代半ばからは「福祉見直し」の潮流の中で、制度適用が厳しくなり、また生活保護給付水準が急激に引き下げられて対象範囲が狭められたのをきっかけに、保護率は急減し、生活保護世帯数も減少することとなった。さらに保護率を要因分解してみるとこの時期所得水準も当時のバブル景気で大きく上昇したことも保護率の急減には大きく影響している。

さらに、1990年代以降は、再度、生活保護世帯数、保護率ともに上昇に転じており、これが、近年注目されるとところとなっている。景気の低迷、雇用構造の変化（流動化）、所得水準の伸び悩みなどが複合的に作用していると考えられる。なお、横ばいに転じている保護基準以上に一般世帯の所得水準が下がり、生活保護給付水準は結果として上昇し対象範囲が拡大していることも保護率上昇の一因となっている（03～04年度は景気回復効果で所得水準が上がり、保護基準は逆に下げられたので保護率上昇を抑える方向に転じた）。

今後、高い所得水準の上昇は見込めない中で、フリーターの増加の長期的な影響など、年金、医療といった社会保障制度がほころびを見せた場合、生活保護世帯の増加や生活保護をまかなうための財政負担の上昇が懸念される。

1. 生活保護の概要

生活保護は、憲法 25 条 1 項の「健康で文化的な指定限度の生活を営む権利」の具体化として制度化されているが（生活保護法）、厚生労働大臣が告示する生活保護基準を尺度とし、資産その他を活用しても不足する分が保護費として支給される。生活保護基準は 8 種類の扶助（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、それぞれのウェイトは後段参照）ごとに設定され、一般消費水準の 6 割程度を最低生活費の目安としている以外はその採用に関する理論的根拠は明らかでないといわれる（加藤他「社会保障法第 2 版」有斐閣、2003 年）。なお、保護の要否判定は、収入認定額を 8 種類の扶助に上述の順番で充当していき、不足する費用に対して保護費が決定される。

2. 生活保護給付水準

ここで生活保護給付水準と呼んだのは、一般の所得水準の何割ぐらいで生活保護の対象となるかであり、具体的には、家計調査による基準世帯（定義は下図の（注）を参照）の消費支出額に対する生活保護対象世帯の生活扶助基準額の割合を算出した。下図で見られるように、1960 年代には 4 割以下であったのが、1980 年代半ばには 6 割近くにまで上昇した。

ところが、暴力団関係者が生活保護を不正に受け取るケースが問題となったことがきっかけで、1981年に当時の厚生省が生活保護の適用を厳格化する「123号通知」を知事・市長など保護実施機関に出し、また83年には第2次臨調が小さな政府を目指した「福祉見直し論」を提唱したのを受けて、生活保護を扱う福祉事務所では「水際作戦」と呼ばれる窓口規制を行った。こうした状況の中で、生活保護給付水準も85年の56.4%から86年の45.5%へと急激に下げられた。

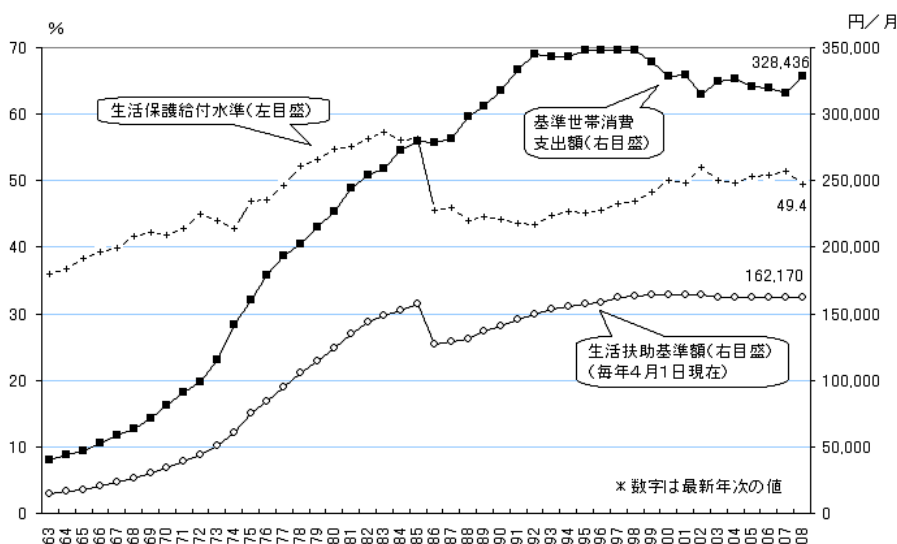
給付水準は、こののち、緩やかに低下していったが、1990年代には、扶助基準額上昇の抑制（あるいは据え置き）以上に、一般家庭の実際の消費水準が低い伸びあるいは低下傾向を示したため、生活保護水準はむしろ上昇傾向に転じている。2002年には17年ぶりに50%を上回った。

その後は基準額の下げ（03年、04年）、据え置き（04年～08年同額）、及び基準世帯の消費支出額の横ばいの中で、給付水準はほぼ50%前後で推移している。これは、勤労母子家庭の収入とのバランスなどを考慮した生活保護の母子加算の廃止に見られるように自民党政権下で給付水準の安定化につとめていた影響とも思われるが、母子加算の復活を掲げた民主党政権が09年に誕生したため給付水準は再度上昇する可能性がある。

3. 保護率の要因分解

保護率を、1人当たりの実質GDP、生活保護給付水準、失業率の3要素で回帰分析をしてみるとかなりよい結果が得られる。1人当たりの実質GDPは所得要因をあらわし、生活保護給付水準は対象範囲拡大（縮小）要因をあらわし、失業率は景気要因あるいは雇用構造の変化要因をあらわしていると考えられる。

生活保護給付水準の推移



(注) ここで生活保護給付水準となづけているものは、政府が定める生活扶助基準額(1級地標準世帯)が、家計調査の基準世帯(当図録の用語)の消費支出額に対して何%になっているかの数字である。基準世帯は68年以前は有業者1人の4人世帯、69～99年は夫婦と子ども2人の勤労世帯で有業者が夫のみの世帯(家計調査で標準世帯と呼んでいた類型)、2000年以降は4人世帯(有業者1人)の勤労者世帯である。

(資料) 社会保障・人口問題研究所「生活保護に関する公的統計データ一覧」、総務省「家計調査」

家賃の良識

『家賃制限法』成立にむけて

平成 21 年 12 月 7 日

被通知人 悪徳賃貸業者殿

1. 我が国には「利息制限法」はあってもイギリスのように「家賃制限法」(イギリス借家法)はない。
2. 従って我が国の「借地借家法」は原則契約自由であり、借り手さえあれば貸主においていくら家賃を取ろうが自由である。となっている。
3. せいぜい民法第一条【基本原則】①私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ ②権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス ③権利ノ濫用ハ之ヲ許サスの制約を受けるだけで、その実際は『弱肉強食』そのものである。
4. だから家賃滞納における「遅延損害金」は、なんと未だに年利 36.5%である。
5. これら上記 1 項～4 項の「不動産賃貸業界」は、いわば無法地帯であって、貸主が店親、借主が店子という人情味ある情緒は最早皆無なのである。
6. 高利貸しが転じて「不動産賃貸業」に転業し、驚く事に、取得不動産投資額の年 20% 家賃収益を貪る業者が氾濫している始末なのである。
7. 高利貸しの金銭消費貸借は、一般に物的担保のない『信用貸し』である。だから金利も高い。だけど目に余る弱い者いじめは「社会道徳」を荒廃しかねないので『利息制限法』で「借主消費者」を悪徳業者から保護するに至っている。
8. しかし「不動産賃貸業界」は『利息制限法』に相当する「家賃制限法」がないのを『奇貨』として、利息に相当する『家賃』を、生活の基本である『住生活』の構造的不足をよいこととし「高値でも借り手がいるから貸すのだ」と、うそぶいて高額家賃をほしいままに貪るのである。
9. 不動産賃貸における借り手は、消費者金融の借り手と同じ範疇の人達である。住生活に困っているから高い家賃でも仕方なく借りるのであって、その限りにおいては『こんな高い家賃では借りたくない』という『心裡留保』にもとづいて泣く泣く借りているのである。
10. 不動産賃貸業者は「賃貸物件」という物的担保(所有権)をもっているものであり、仮に借主が賃料不払いとなっても、賃貸物件が亡失したわけではなく、従って利息制限法の上限 20%を家賃相当とするのは失当なのである。物的担保のない、乃至は担保価値がないハイリスクを想定しての利息制限法だからである。家賃上限はどんなに高くても当該物件相場の上限年 10%が限度である。
11. つまり、賃貸物件は当該物件の現相場と該物件の償却年数に応じ、該賃料が償却に応じて逡減するのが道理である(老朽物件上物は徐々に無価値に等しくなるからである)。
12. 上記 11 の道理に従えば、被通知人 悪徳業者が 1/2 所有の、通知人に賃貸している物件は、昭和 49 年 4 月 30 日所有権保存登記がされたもので、既に 35 年の償却をしている。鉄筋コンクリート共同住宅の耐久年数は 50 年であるから 70%償却の老朽物件である。
13. 上記 12 に基づき、利息制限法相当の「相当家賃」を算出すると上限年 10%の歩留まり 30%＝年 3%が当該賃貸物件における「相当家賃」である。これは取得金額ではなく、物件の現相場の 3%であって、当該物件が一億円の価値なら、年 300 万円が相当家賃であり、それ以上なら、利息制限法違反となり、それ以上とった分の「過払い返還」の義務が生じるものである。
14. 以上述べてきたことが、我が国の不動産賃貸業界の最低限妥当な賃料構成であってそれ以上の賃料は、極めて不当な社会的妥当性を欠く公序良俗違反の『高利賃料』なのである。
15. 被通知人 1/2 所有の本件物件の現相場はいくらなのか。それによって利息制限法相当の、相当家賃が算出されることを念頭に置くべきである。

- 以上が「家賃の良識」である。『家賃制限法』を早急に成立させなければならない。
- 『賃借人保護法』成立間近。

通知人 新村 紘宇二

『税務調査』

第3章の15 通達は税法よりも上にある？

税金をゴマかしてはいけませんが、合法的な節税は文句を言われる筋合いのものではありません。そこで、どうやれば節税になるのかと、いろいろと考えることが必要になります。

しかし、節税法が多くの人に知られ、その金額が無視することができないほどになってくると、税務当局は何とかしてその対策をつぶしにかかってきます。そのときに"通達"によって税務取扱を変更するという手を使うのです。税法についてどのように適用するのかを示すもので、通達によって補充しているということになっています。この通達の量がばかにならないほど多いのです。

たとえば、所得税の通達に、社員旅行が四泊五日以内であるときに限って給与としての課税をしないという規定があります。これは、ぜいたくな福利厚生費を規制するという趣旨のものですが、ぜいたくかぜいたくではないかを通達で決めているところがコワイといえはコワイところ。

自分たちの都合で税法を解釈していいのか、となるからです。法律改正によらない通達による実質的な法改正は疑問が多いものと以前から問題になっているところ。

通達は、どのようなものなのかという点、あくまでも行政庁が所属している機関に指示事項を知らせるための文書という位置付けしかありません。税金でいえば、国税庁や国税局が税務署に対しての指示を伝えるための文書ということになります。つまり、あくまでも内部文書でしかないのです。

税務署に対する内部的な文書にすぎないものだから、厳密に言えば、それに従う義務はないといえるのです。

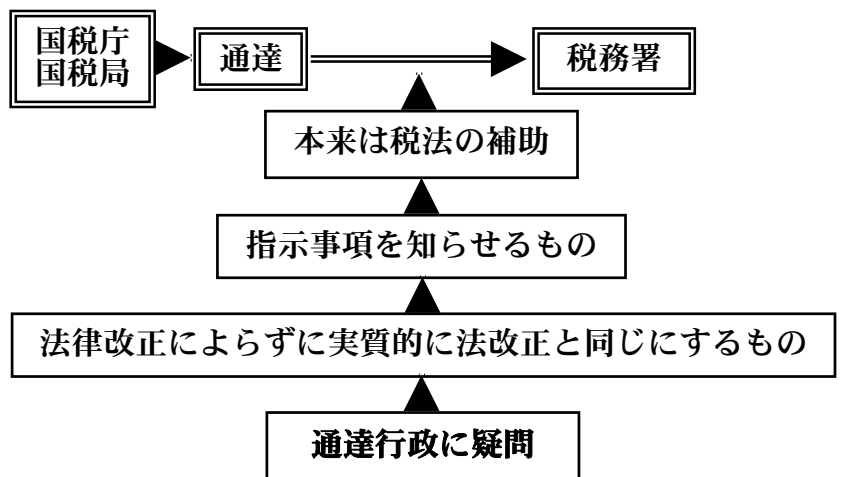
通達に従わなくてもいいというが……

税務署は通達の内容に従って徴税する義務があるということになりますから、納税者は通達に従わなくてもいいということになっていても、現実の場面においては税務署に逆らうのは難しいことでしょう。結局のところ、通達にしたがわされることになってきます。

日本は租税法律主義をとっており、法律とその定める条件、つまり、政令・省令によらなければ租税を変更できません。したがって、税務当局の内部の連絡文書である通達を税法の改正として考えることなどできるものではないのです。

その通達は、大きく分けて二種類あり、一つが執行通達といわれ、税務の手続きなどについての指示で、納税者にはあまり関係のないものです。問題はもう一つの解釈通達です。これは文字どおり税法の解釈を統一することを目的とするもので、解釈の違いによって現場が混乱しないようにするためのものです。そのため、その内容いかんで直接税額に変化が生じます。しかも、いつ通達が出たか、いつからあったのかが公表されていないとわからないのです。そのため、重要な通達の改廃があると、税務署はすぐに関係団体(法人会・青色申告会および税理士会など)を通じて着実な広報を行います。

通達は税法のどこを補助するのか



岩瀬 勲 …… いわせいさお

中央大学法学部卒業。東京国税局および管内各税務署に勤務。東京国税局では査察部に所属し、査察官(マルサ)として脱税摘発に従事する。その後、国税庁、税務大学校にて、所得税担当教官として後輩を指導。一九九一年、税理士事務所を開業する。現在、大手商社の顧問税理士(所得税担当)として、役員や社員から寄せられる所得税・相続税関連税務相談などに対応している。

貧困の連鎖を断ち切ろう

生活福祉資金制度

露店・行商・移動販売について

消費者契約法

貸借人保護法

消費者契約法による取消と遡及効

無効な法律行為

無効な行政行為

国民に叱言

『古事記』・『日本書紀』は、如何様師・藤原鎌足一族(百濟人)が捏造した『偽書』(如何様)である。従って、『古事記』・『日本書紀』を信じている者は、如何様師『詐欺師』である。日本人は、日本の真実の歴史を勉強しなければならない。なぜ、これ程までに、『如何様』が横行するのか!!それは、如何様師・藤原鎌足一族(百濟人)の『逆賊・二階組』が、この日本国を、如何様の国にしてしまったからである。日本人であるなら、以下のことだけは、肝に銘じて、知っておかなければならない!!

日本人は、『大宝律令』(701年・大宝元年8月3日)によって、日本人になった。

それまでの日本人は、『倭人』であって、日本人ではない。

日本国は、『大宝律令』(701年・大宝元年8月3日)によって、日本国になった。

それまでの日本国は、『倭国』であって、日本国ではない。

日本国天皇は、『大宝律令』(701年・大宝元年8月3日)によって、日本国天皇になった。

それまでの日本国天皇は、『漢委奴国王』(57年)、『倭国王』(107年)、『倭王』(413~478年)であって、日本国天皇ではない。史的事実は『文武天皇』からである。

大義の府 日本義塾 新村 紘宇二

<http://gijyuku.634tv.com> gijyuku@634tv.com